

この紙面は申請等についてよくある問い合わせや、設計審査時に修正をお願いする部分について、施行要領を抜粋して示したものです。記載無い事項は施行要領を確認してください。

給水装置工事とは水道法において、給水装置の設置又は変更の工事と定義されています。

設置とは新設、変更とは改造、修繕、撤去工事です。

給水装置工事を行う場合は、必ず申請を行ってください。

申請用紙	
☐	最新のものを使用すること（給水係の窓口で配布しています） 印刷し利用する場合は、厚紙に印刷し利用してください。
申請方法	
☐	必要事項を記入、袋とじし裏面に案内図を貼り付け、施工現場を明示（朱塗り）する。
☐	給水装置の無い申請は受け付けていません。（１栓設置が必要）
☐	必要書類は「申請書類早見表」で確認（市ＨＰで公開しています。）
受付時間及び標準処理日数	
☐	申請及びしゅん工の手続きは、営業日の午前９時００分～１２時００分まで。 施工承認の標準処理日数は３日間です。 申請日当日、土日祝日及び修正が生じた期日は含みません。
作図方法：施行要領の「設計図及び完成図の作成方法」で確認すること。	
	よくある修正点
☐	ステンレス製サドル付分水栓は管種、口径先に\$マークを記載（例：\$ 25 C S S P）
☐	サドル部分に製造者名・タイプを記載（例：〇〇工業 タイプＡ）
☐	被分岐管から記入すること。（既設部分の資料は提供します）
☐	標題について ➡ 水栓番号 （×お客様番号ではありません。）
	受水槽以下を給水装置に変える場合
☐	受水槽以下の既設管で給水装置となる配管 →赤の実線（給湯は一点鎖線）で描き、既設管と表示
給水装置用材料等（給水条例第１４条（給水管及び給水用具の指定））	
☐	指定材料があります、一覧表で確認してください。
☐	サドル付分水栓 ステンレス製（タイプＡ） 補足：サドル付分水栓の分岐呼び径は25mm又は50mm 30・40mmは分水栓用ソケットで口径変更（呼び径50×30、50×40）
☐	分水栓用ソケット ステンレス製ユニオン型（メタルパッキンを使用）
☐	本管からの分岐口径 25mm以上 （給水管からの分岐口径 20mm以上）
	次ページへ

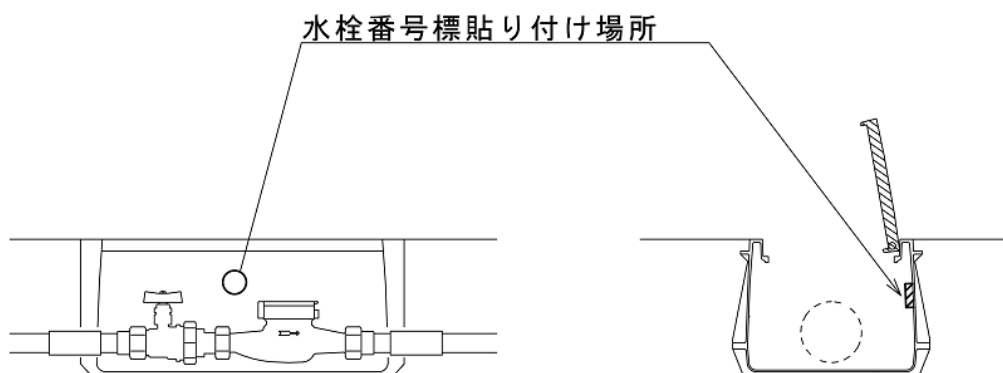
給水装置用材料等（続き）	
☐	給水管 50mm以下（サドル分水栓～乙止水栓） C S S P （乙止水栓～メーター） H I V P 給水管 75mm以上（分岐～メーター） D I P（GX形 紛体塗装）
☐	乙止水栓 B－H I V P（連合菅の路上止水栓はB－S S P） 【左開】
☐	メーター用止水栓（丙止水栓） 13～25mm 逆止弁付ボール伸縮止水栓 開閉防止機能付き（蝶ハンドル） 30～50mm 逆止弁付ボール伸縮止水栓 （丸ハンドル）
☐	増圧給水の親メーターにはメーターバイパスユニットを設置
☐	増圧給水方式及び受水タンク方式の集合住宅で各戸にメーターを設置する場合は、メーターユニットを設置
給水装置の位置	
☐	乙止水栓 官民境から1m以内
☐	メーター 官民境から2m以内
☐	給水管の埋設深さは道路管理者の指示によること。（私道 50cm 以上、宅内 40cm 以上）
☐	道路から宅地内へ同じ深さで布設すること。
水道メーターの設置基準	
☐	1 建築物に 1 個（施工規程） 同一使用者が同一敷地内に設置する 2 以上の建物は 1 建築物とする。
☐	集合住宅（増圧給水及び受水タンク以下のメーター含む） 住宅部は各戸に設置できる、非住宅部（共用部分）は 1 個のみ
水栓番号	
☐	水栓番号の付番 新番又は継続は設計審査時に判断し通知します。
☐	水栓番号標の交付 新番の場合はしゅん工手続き時に交付します。
☐	水栓番号標の設置場所 メーターボックス内又はパイプシャフト内 （資料 1 を参照）
分岐工事	
☐	「指定給水装置工事者分岐工事申込書」の提出が必要です。（オンラインでも可）
☐	上記の書類には、道路管理者の確認印が必要です。（オンラインは、許可番号を入力）
☐	分岐工事には市職員が立ち合いを行います。
☐	施工手順は資料 2 を参照してください。
☐	穿孔機の刃の確認（管理図で被分岐管の施工年度を確認すること。） H7まで：モルタルライニング H8以降：樹脂ライニング管
	次ページへ

☐	施行写真の提出が必要です。 ・ 工事記録写真撮影要領を参照、せん孔・配管は原則提出 ・ 市に占用を委任する工事（都道・国道等）は、撮影事項全部を撮影して提出
給水管の明示措置	
☐	明示シートの設置 管上30cmの位置
☐	水栓番号標の設置 サドル分水栓及び止水栓きょう部分
☐	宅地内に明示杭又は明示鋏を設置
既設管の撤去	
☐	給水管を廃止する場合や敷地内に複数ある給水管について、使用する予定がないものは、給水条例第43条（給水装置の撤去義務及び切離し）の規程に基づき、配水管又は給水管の分岐で止水を行い、公道上の給水管は撤去すること。
☐	宅地内の給水管は個人の所有物なので撤去又は残置するかは個人の判断とします。 なお給水工事の作図では残置する管は図示する様に指定業者には指示します。 （不明管にならないための措置）
政令で定める給水装置の構造及び材質の基準	
☐	配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。 ➡既設給水管の位置を事前に確認してください。
☐	配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。 ➡取出しは配水管口径の2段階下。
☐	配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されないこと。 ➡増圧ポンプや加圧ポンプ以外は連結しないこと。
☐	水圧、土圧その他荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれのないものであること。
☐	凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
☐	当該給水装置以外の水管その他設備に直接連結されていないこと。 ➡専用水道（井戸水や沢水）、工業用水の水管やその他の設備の連結は不可（資料3参照）
☐	水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。 ➡吐水空間を確保してください。

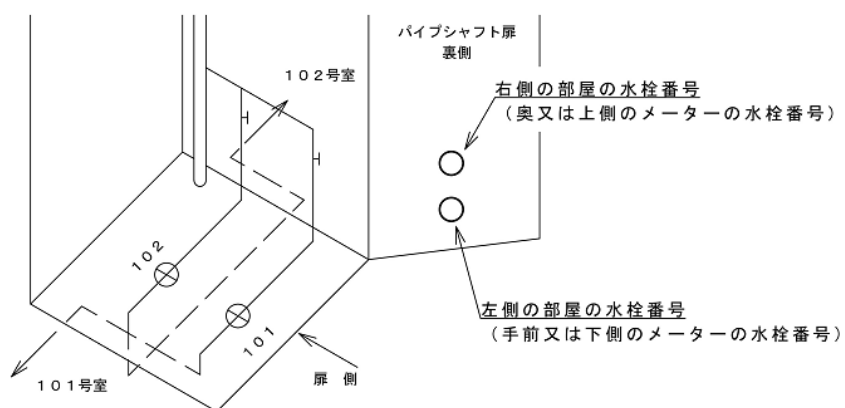
しゅん工手続き	
☐	受付時間は営業日の午前9時00分～12時00分まで。
☐	しゅん工時の提出書類 ア 完成図（用紙：再生紙と同等以上のもの 白色度 70%以上、紙厚 0.08～0.1mm 程度） 2部（注1） イ 給水管（取付・撤去）工事主任技術者チェック表（注2） 1部 ウ 給水装置工事自主検査チェック表 1部 エ 工事写真 オ 水道使用開始申込書（注3） （注1）製図用和紙等についても引き続き使用することが可能です。 （注2）分岐工事を行った場合は提出 （注3）水道を即使用する場合は提出
メーターの出庫	
☐	原則、しゅん工手続き時に出庫します。（それ以外は事前に相談してください。）
現場検査	
☐	3日前までに（土日祝日を含まず）担当者と調整をし、申込をしてください。 原則として、しゅん工手続き時に日程を決めます。
☐	現場検査は原則、月・火・木・金曜の午後に行います。【水曜日は行っていません】
☐	宅地開発事業における水道の検査は、「宅地開発等の完了検査」時に行います。 日程は、申込者にご確認ください。
☐	昭島市に選任（登録）された、主任技術者の立会いが必要です。
その他	
☐	「市道占用許可申請書」、「公共下水道施設築造工事施工承認申請書」及び「排水設備等工事計画届出書」には水道の確認印が必要です。 確認印が必要な場合、申請時に申し出てください。
☐	次の場合は利害関係人に同意を得て、申込書の利害関係人に記入し押印をお願いします。 （1）申込者と所有者が異なる家屋に給水装置を設置するとき。 （2）申込者と所有者が異なる土地を通過して給水装置を設置するとき。 （3）申込者と所有者が異なる給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。 ☐ 同意を得ることができない事情がある場合は、工事に関し生じる責任の全てを負う旨の誓約書を提出してください。
☐	舗装構成や占用位置は道路管理者に確認をお願いします。
☐	昭島市では、水道の引き込みに加入金や権利金はありません。
☐	工事用申請後に本設工事を行うものは、原則として工事用給水装置工事申込みの受付時に本設用内部申請書を提出すること。

水栓番号標貼り付け場所

メーターボックス内



パイプシャフト内

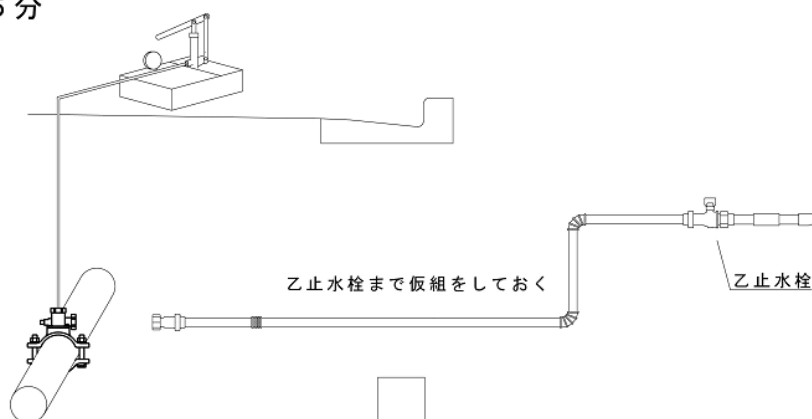


耐圧確認手順

- 1、配水管に、給水管を取り付ける工事は立ち合いを行います。
- 2、指定給水装置工事者分岐工事申込書の提出が必要です。
- 3、工事当日の朝に必ず給水係に連絡をしてください。(042-543-6115)
また、立会いが出来る状況になったら再度連絡をお願いします。

①サドル取り付け状態で耐圧確認

0.75Mpa 5分

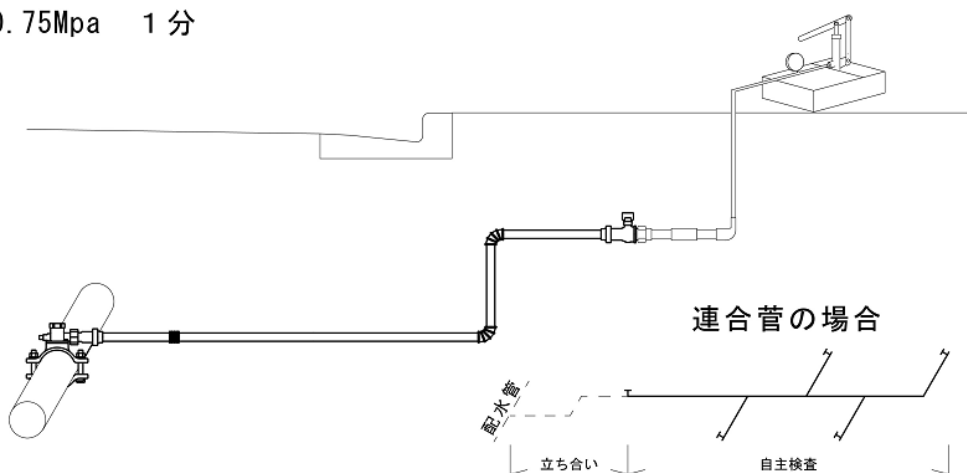


穿孔する管を事前に管理図等で確認すること。
平成7年度まで：モルタルライニング管
平成8年度から：内面紛体塗装管

②穿孔、コア挿入

③サドル分水栓から止水栓まで布設した状態で耐圧確認

0.75Mpa 1分



貯水槽の構造は次の基準も確認してください。

建築基準法施行令【抜粋】

（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

第二百二十九条の二の四

2 建築物に設ける飲料水の配管設備（水道法第三条第九項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。）の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下この項において同じ。）とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。

（昭和 50 年 12 月 20 日建設省告示第 1597 号）【抜粋】

建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準

二 給水タンク及び貯水タンク

イ 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。

(1) 外部から給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。

(2) 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。

(3) 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。

請書類早見表（新設工事）

給水方式			
直結給水	3階直結給水	増圧直結給水	貯水槽給水
①工事申込書 ②設計図 ③メーター設置表(注1)	①工事申込書 ②設計図 ③三階までの直結給水に関する条件承諾書 ④流量計算書（任意書式） ⑤メーター設置表(注1) 「8 直圧直結給水の取扱い」を参照 ・2階建て建物の屋上部分に水栓を設ける場合も3階直結給水とみなします。 ・3階建て建物の屋上部分に給水栓（散水用等の単独水栓に限る。）を設置する場合は、水理計算を行い、給水に支障がないことが確認された場合に限り、設置することができる。	(1) 分岐～増圧ポンプ以下各戸まで ①工事申込書 ②設計図 ③増圧給水設備設置（□新設・□既設使用）条件承諾書 ④増圧給水設備等（設置・変更・廃止）状況調査表 ⑤メーター設置表(注1) (2) 直圧直結給水部分 ①工事申込書 ②設計図	(1) 分岐～貯水槽 ①工事申込書 ②設計図 ③貯水槽水道（設置・変更・廃止）届 (2) 貯水槽以下 ①受水タンク以下装置水道メーター設置承認申込書 ②設計図 ③貯水槽以下装置水道メーター設置条件承諾書 ④メーター設置表(注1) (3) 直圧直結給水 ①工事申込書 ②設計図

注1：メーター設置表は、集合住宅等でメーターを複数設置する場合に提出すること。

※ 特殊製品を使用する場合は、別途書類の提出が必要な場合があります。

※ 市道以外に占用を行う場合、占用申請の委任が必要です。

※ 工事用などで水をすぐ使う場合は「水道使用開始申込書」の提出が必要です。

申請書類早見表（改造工事）

		改造後の給水方式			
		直結給水	三階直結給水	増圧直結給水	貯水槽給水
現在の給水方式	直結給水	①工事申込書 ②設計図 ③メーター設置表 (注1)	①工事申込書 ②設計図 ③三階までの直結給水に関する条件承諾書 ④流量計算書（任意書式） ⑤メーター設置表(注1)	(1) 分岐～増圧ポンプ以下各戸まで ①工事申込書 ②設計図 ③増圧給水設備設置（□新設・□既設使用）条件承諾書 ④増圧給水設備等（設置・変更・廃止）状況調査表 ⑤メーター設置表(注1)	(1) 分岐～貯水槽 ①工事申込書 ②設計図 ③貯水槽水道(設置・変更・廃止)届
	三階直結給水		「8 直圧直結給水の取扱い」を参照 ・2階建て建物の屋上部分に水栓を設ける場合も3階直結給水とみなします。 ・3階建て建物の屋上部分に給水栓（散水用等の単独水栓に限る。）を設置する場合は、水理計算を行い、給水に支障がないことが確認された場合に限り、設置することができる。	(2) 直圧直結給水部分 ①工事申込書 ②設計図	(2) 貯水槽以下 ①受水タンク以下装置水道メーター設置承認申込書 ②設計図 ③貯水槽以下装置水道メーター設置条件承諾書
	増圧直結給水				④メーター設置表(注1)
	貯水槽給水	上記に加え、 ④貯水槽水道(設置・変更・廃止)届 ⑤水圧試験記録 ⑥水質試験報告書	上記に加え、 ⑥貯水槽水道(設置・変更・廃止)届 ⑦水圧試験記録 ⑧水質試験報告書	上記(1)に加え、 ⑥貯水槽水道(設置・変更・廃止)届 ⑦水圧試験記録 ⑧水質試験報告書	(3) 直圧直結給水 ①工事申込書 ②設計図

注1：メーター設置表は、集合住宅等でメーターを複数設置する場合に提出すること。

※ 特殊製品を使用する場合は、別途書類の提出が必要な場合があります。

※ 市道以外に占用を行う場合、占用申請の委任が必要です。

※ 工事用などで水をすぐ使う場合は「水道使用開始申込書」の提出が必要です。

しゅん工時の提出書類

	書類の種類	分岐工 事あり	分岐工 事なし	部数
①	完成図（注１）	○	○	２部
②	給水管（取付・撤去）工事主任技術者チェック表	○		１部
③	給水装置工事自主検査チェック表	○	○	１部
④	工事写真	○		１部
※	水道使用開始申込書（注２）	※	※	１部

注１ 完成図の用紙

再生紙と同等以上のもの（白色度 70%以上、紙厚 0.08～0.1mm 程度）
製図用和紙等についても使用することが可能です。

注２ 水道使用開始申込書は、しゅん工後に工事用などで水道を使う場合に 提出してください。

しゅん工後、お客様に引き渡す場合は不要です。